

産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等の証明について（お知らせ）

産業競争力強化法の施行に伴い、平成 26 年 1 月 20 日より、「生産性向上設備投資促進税制」の適用が開始されました。

公益社団法人全国学習塾協会では、学習塾事業者における教育業（学校教育業を除く。）または学習支援業用設備に関して証明書の発行をいたしますので、証明書発行をご希望なされる方は、以下手順で申し込みください。

当該制度及び証明書発行手続き等につきましては、以下の資料をご覧ください。

○生産性向上設備投資促進税制について

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo/setsumeikai140120.pdf

○産業競争力強化法の実生産性向上設備等のうち先端設備（A 類型）に係る仕様等の証明に関するご利用の手引き

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo/A1.pdf

○証明団体リスト

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo/list.pdf

なお、制度の概要は経済産業省のホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

【証明書発行申請手続き】

①設備ユーザーから証明書発行の依頼を受けた設備メーカーは、証明書（様式 1）及びチェックリスト（様式 2）に必要事項を記入の上、当協会事務局へ関係資料を提出してください。

○証明書[[様式 1](#)]

○A 類型チェックリスト[[様式 2](#)]

②証明書の発行にあたり、必要に応じて設備メーカーから裏付けとなる資料等を要求する場合があります。

(注) 設備メーカーにおかれては、当協会が必要と判断した根拠資料の提出や合理的な説明がなされない場合は、証明書を発行できない場合がありますのでご注意ください。

③証明書の発行を受けた設備メーカーは、依頼があった設備ユーザーに証明書をお渡しください。

【証明書発行手数料】

証明書発行に伴う事務手数料を、以下のとおり徴収させていただきます。

※消費税込みの金額です。

○当協会取り扱い機器

一件： 5,000 円（当協会正会員は、3,000 円）

【担当窓口のご案内】

問い合わせ及び証明書の発行手続きは、以下の担当までお願いします。

公益社団法人全国学習塾協会

○事務局：03-5996-8511